

ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領

令和2年7月20日制定

(目的)

第1条 鳥取県委託事業「鳥取県ロボットエンジニア育成推進事業」の一環である「ロボット実装化支援事業」に係るアドバイザー派遣は、製造業に関わる企業、団体（以下、「企業等」という。）が、企業等自ら、又は地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）の支援だけでは解決できない生産工程効率化の技術的課題に対して、センターが専門知識を有する人材（以下「アドバイザー」という。）を企業等に派遣することで解決へと導き、もって県内中小企業の実装化の技術力を向上させることを目的とする。

(主管部署)

第2条 この派遣に係わる主管部署は機械素材研究所とする。

(派遣の対象分野)

第3条 この要領において、派遣の対象とする技術分野は次のものとする。

- (1) 電子、有機材料及び発酵生産の分野
- (2) 機械・金属の分野
- (3) 食品開発の分野
- (4) その他機械素材研究所長が事業の対象とする技術分野であると認めたもの

(派遣の基準)

第4条 センターは、企業等の生産工程効率化の技術的課題について、次の全ての要件を満たす場合にアドバイザーの派遣を実施することができるものとする。

- (1) 企業等の所在地が県内にあること。
- (2) 事業の対象分野が第3条各号のいずれかに該当すること。
- (3) 企業等自ら解決が困難であるか又はセンターの支援だけでは解決が困難であること。
- (4) アドバイザーの派遣により、技術的課題の解決が図られる可能性があること。

(派遣の回数及び日数)

第5条 派遣回数は1社1回を原則とし、1回あたりの派遣日数は1日程度とする。

(派遣の期限)

第6条 派遣の期限は令和3年2月28日とする。ただし、派遣費用の累計が予算の範囲を超える場合は、以後の派遣を実施しないこととする。

(派遣の手続き)

第7条 生産工程効率化の技術的課題解決のためセンターにアドバイザーの派遣を要望する企業等は、アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を、機械素材研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所長は、派遣が適当と認めるときは派遣するアドバイザーを決定し、アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）によりアドバイザーに派遣依頼を行う。
- 3 所長は、前項の規定によりアドバイザーが派遣の依頼を承諾したときは、アドバイザー派遣回答書（様式第3号）により、依頼のあった企業等へ通知するものとする。
- 4 所長は、アドバイザー派遣が適当でないとき、アドバイザー派遣回答書（様式第3号）により依頼のあった企業等へ通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 派遣に要する経費として、センターはアドバイザーに旅費と謝金を支払うものとする。
ただし、第11条第3号の規定によりアドバイザーが派遣の中止を求めた場合は、派遣中止後の謝金を支払わないものとする。

2 派遣先企業等は、派遣に係る旅費及び謝金以外の費用を、必要に応じて負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 派遣を受諾したアドバイザーは、この事業において知り得た一切の情報を秘密として扱い、センター及び企業等への書面による事前の同意なしにそれらを第三者に開示しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) センター又は企業等から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

(損害賠償)

第10条 派遣先企業等又はアドバイザーの故意又は過失によりセンター、当該企業等、アドバイザー、第三者に損害を与えたときは、当該企業等又はアドバイザーがその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条により派遣を中止するときにおいて、センター、派遣先企業等及びアドバイザーはそれぞれが中止により受けた損害については、互いにその責めを負わない。

(事業の中止)

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣を中止することができるものとする。

- (1) 天災その他やむをえない事由により派遣の実施が困難となった場合
- (2) 派遣の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
- (3) 企業等又はアドバイザーが派遣の中止を求めた場合

(成果の報告)

第12条 センターは、派遣を終了または中止したときは、アドバイザー派遣報告書(様式第4号)を派遣先企業等に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、機械素材研究所長が定める。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

(様式第1号)

アドバイザー派遣申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
機械素材研究所長 様

郵便番号
住所
申請者 名称及び
代表者氏名
電話番号
印

ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領7条第1項の規定に基づき、アドバイザーの派遣を申請します。

| | |
|-----------------|---|
| 技術的課題の名称 | |
| 技術的課題の具体的内容 | |
| 希望するアドバイザーの派遣日時 | 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 |
| 申請者側の連絡担当者 | *申請者と同じ場合は省略可 (氏 名) (役 職 名) (電話番号) |

様式第2号

アドバイザー派遣依頼書

番 号
令和 年 月 日

(アドバイザー派遣予定者 職・氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
機械素材研究所長

ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領に基づき、アドバイザーとして企業等の技術的課題に対してご指導をいただくため、下記のとおり派遣を依頼しますのでご承諾いただきますようお願いいたします。ご承諾の折りには、別紙承諾書に記入押印の上、ご返送くださるようお願いいたします。

記

- 1 アドバイザーの派遣日時
令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
- 2 派遣先企業等
住所
名称及び代表者氏名
- 3 指導内容（技術的課題の名称）
- 4 報酬 円を支払います。
- 5 旅費 当センターの規定により支払います。
- 6 派遣の条件
ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領に規定する条件

別紙

承 諾 書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
機械素材研究所長 様

令和 年 月 日付第 号で依頼のあったアドバイザー派遣について、ロボット
実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領で規定する条件で承諾します。

令和 年 月 日

所 属

職・氏名

印

様式第3号

アドバイザー派遣回答書

番 号
令和 年 月 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
機械素材研究所長

令和 年 月 日付で申請のあったアドバイザー派遣について、ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領第7条第3項に基づき（※派遣しない場合 第7条第4項に基づき）、次のとおり回答します。

記

1 アドバイザー派遣

アドバイザーの派遣を行う。

2 派遣日時

令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで

3 派遣するアドバイザー

(所属・職・氏名)

※派遣しない場合

1 アドバイザー派遣

アドバイザーの派遣を行わない。

理由

のため

様式第4号

アドバイザー派遣報告書

番 号
令和 年 月 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
機械素材研究所長

令和 年 月 日付で申請のあったアドバイザー派遣について、ロボット実装化支援事業に係るアドバイザー派遣実施要領第12条に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 アドバイザーの派遣日時
令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
- 2 派遣アドバイザーの所属・職・氏名
- 3 技術的課題の名称
- 4 アドバイザー派遣による成果の内容